

# 特定非営利活動法人カッセ KOGANEI 市民起業サポートセンター 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人カッセ KOGANEI 市民起業サポートセンターという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都小金井市本町六丁目5番3号に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、小金井市及びその周辺地域において、広く一般市民を対象として、起業や経営の支援・地域の未来を担う人材の育成・地域資源を活かしたイベントの開催などの取り組みを行うことにより、地域課題を解決するとともに地域に住民パワーによる活力を生み出し、もって地域社会の活性化と発展に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- (1) 起業の啓発・支援事業
  - ① 起業意識を啓発する講座・勉強会の実施
  - ② 経営に必要な知識を学ぶ講座・勉強会の実施
  - ③ 起業や経営についての相談の実施
  - ④ 起業志望者への事務所スペースの提供
- (2) 人材交流事業

- ①起業家とそれをサポートする人との交流会の実施
- ②日常的な交流の拠点となる施設の運営
- (3) 地域活性化事業
  - ①地域活性化イベントの企画・運営
  - ②地域企業・商店を対象とした経営企画の提案
- (4) 次世代育成事業
  - ①小中学生に向けた社会教育セミナーの実施
  - ②インターンシップのコーディネート
- (5) 地域及び起業に関する情報の発信事業
  - ①機関誌・書籍等の出版
  - ②ホームページの開設・運営
- (6) コミュニティビジネスやまちづくりに関する調査研究事業
- (7) 広告宣伝・販売促進事業
  - ①各種媒体の企画制作・印刷製本
  - ②広報宣伝
  - ③販促品等の製作・販売
- (8) 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業および住宅宿泊管理業
- (9) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (会員種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、これを拒否する正当な理由がない限り入会を承諾するものとする。
- 4 代表理事は、第2項の申込者の入会を承認しないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 会員である団体が消滅したとき
- (4) 継続して1年以上会費を納めなかったとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出することで、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときには、当該会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけるか、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の抛出金品は返還しない。

### 第3章 役員等

(会員種別)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事、1名以上2名以内を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、正会員の中から総会の議決によって選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときまたは代表理事が欠けときには、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 理事の業務執行またはこの法人の財産の状況について、不正の行為または法令もしくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会または所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするために、必要があるときには、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員の補充または増員による任期途中からの役員の任期は、所定の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、第13条第1項に定める最小の役員数を欠くときには、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときには、当該役員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該役員を解任することが出来る。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(辞任)

第 19 条 役員は、書面での意思表示により辞任することができる。

(報酬等)

第 20 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以内の範囲において、総会の議決に基づき報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

第 21 条 この法人に、役員その他、3 名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において選任する。

3 顧問は、理事会の諮問に答え助言を行うなど、この法人を側面から補佐する。

## 第 4 章 会 議

(種別)

第 22 条 この法人の会議は、総会および理事会とする。

2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散および合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画および収支予算並びにその変更

(5) 事業報告および収支決算

(6) 役員の選任、解任、職務、報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）

(9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 解散における残余財産の帰属

(11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(3) 監事が、第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集したとき

(総会の招集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を書面または電子メールにより、少なくとも開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から、代表理事が指名し、選出する。

(総会の定足数)

第 28 条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第 29 条 総会の議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 30 条 総会における各正会員の表決権は平等なものとする。

2 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合において、書面をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 31 条 総会の議事については、以下の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名または記名押印する。

(理事会の構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第 33 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 34 条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第 35 条 理事会は、代表理事が招集する

- 2 理事長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を、書面または電子メールにより、少なくとも開催日の 5 日前までに発信しなければならない。

(理事会の議長)

第 36 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第 37 条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第 38 条 総会の議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。  
ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 39 条 理事会における各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合において、書面をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(理事会の議事録)

第 40 条 理事会の議事については、以下の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 理事総数および出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名または記名押印する。

## 第 5 章 資産および会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費



- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

2 この法人の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決による。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従っておこなわなければならない。

(会計区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第46条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第48条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告および決算)

第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書に関する書類は代表理事が事業年度終了後に速やかに作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上で、総会にて承認を得なければならない。

2 前項の議決を得た事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書は、前事

業年度の役員名簿、役員のうちで前年に報酬を受けたものの名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内にこの法人の所轄庁に提出しなければならない。

3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第6章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第51条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の同意を得て、かつ、法第25条第3項による軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事項により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1項の事由によりこの法人が解散するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 第1項第2項の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第53条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産については、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第7章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第8章 事務局

(事務局の設置および職員の任免)

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、必要に応じて事務局長および職員をおく。
- 3 事務局長および職員の任免は、代表理事が行う。

(組織および運営)

第58条 事務局の組織および運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める

## 第9章 雑 則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表の通りとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成19年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第46条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の通りとする。

- (1) 正会員 (個人) 年会費 3, 000 円
- (2) 正会員 (団体) 年会費 10, 000 円
- (3) 賛助会員 (個人) 年会費 1 口 3, 000 円 1 口以上
- (4) 賛助会員 (団体) 年会費 1 口 10, 000 円 1 口以上

別表:設立当初の役員

| 役 職   | 氏 名     |
|-------|---------|
| 代表理事  | 井 村 穰   |
| 副代表理事 | 浅 田 直 亮 |
|       | 高 橋 雅 栄 |
| 理 事   | 黒 崎 晋 司 |
|       | 平 井 亮 雄 |
| 監 事   | 森 反 章 夫 |

